**※併用住宅を申告する場合に提出してください**

（別紙）特例対象資産一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 家屋の所在 | | 床面積 | | |
| 所在 |  | ㎡ | うち事業用 | |
| 家屋番号 |  | ㎡ | ％ |
| 所在 |  | ㎡ | うち事業用 | |
| 家屋番号 |  | ㎡ | ％ |
| 所在 |  | ㎡ | うち事業用 | |
| 家屋番号 |  | ㎡ | ％ |
| 所在 |  | ㎡ | うち事業用 | |
| 家屋番号 |  | ㎡ | ％ |
| 所在 |  | ㎡ | うち事業用 | |
| 家屋番号 |  | ㎡ | ％ |
| 所在 |  | ㎡ | うち事業用 | |
| 家屋番号 |  | ㎡ | ％ |
| 所在 |  | ㎡ | うち事業用 | |
| 家屋番号 |  | ㎡ | ％ |
| 所在 |  | ㎡ | うち事業用 | |
| 家屋番号 |  | ㎡ | ％ |
| 所在 |  | ㎡ | うち事業用 | |
| 家屋番号 |  | ㎡ | ％ |
| 所在 |  | ㎡ | うち事業用 | |
| 家屋番号 |  | ㎡ | ％ |

※１　前年度における課税明細書に記載の単位で記入すること。（前年度における課税明細書に記載のない家屋については、家屋番号の単位で記入すること。）

※２　事業専用割合が分かる資料（青色申告決算書等）を添付すること。

※３　認定支援機関等の確認を受けた後、資産の異動・取得等があった場合には再度提出の上、確認を受けること。

※４　償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなること。

※併用住宅とは？

　・一つの家屋について事業用部分とそれ以外の部分が混在する家屋

➡青色決算書等で「事業専用割合（％）」が確認できるものは、当該割合を用いて、また、新たに取得し、まだ青色申告決算書等で確認できない家屋については、見取り図など家屋のうち事業用部分に係る床面積について明らかにする資料で事業用部分を判断することとなります。